

**鳥取県告示第 67 号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年1月23日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉環状線	倉吉市生田字石曾根463－3地先から同字463－1地先まで	変更前	15.5～16.0	83.0
		変更後	15.5～16.0	79.0